

第15期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

大阪府中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 4階（ヴィアーレホール）
※会場が前回と異なっております。ご来場の際は、お間違えないようにご注意ください。

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、ご体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願いいたします。

可能な限り、議決権を事前にご行使いただき、当日のご来場は、感染回避のため見合わせることもご検討ください。

電子提供制度について

2022年9月1日に電子提供制度が施行されます。これに伴い、次回（2023年3月以降）の株主総会から、株主総会資料は当社ウェブサイト等に掲載し、株主の皆様のお手元には簡易な招集通知（ウェブサイトに掲載したこと及びURL等を記載したお知らせ）のみをお届けすることになります。次回以降の株主総会において、株主総会資料を书面で受領したい株主様におかれましては、毎事業年度の末日までに、「書面交付請求」のお手続きが必要になります。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社、もしくは、当社の株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行まで、お問い合わせください。

株主の皆様へ

ステラファーマは設立当初から ホウ素薬剤の研究開発に取り組んでいる 製薬会社です

代表取締役社長 上原 幸樹



BNCTとは中性子照射装置とホウ素薬剤を組み合わせたがん治療法の一つで、1回・1日で治療できることが特長です。世界各国で研究される中でも、特に日本の研究者によりリードされてきた、新しいコンセプトのがん治療法です。

特に関西は、世界有数の臨床研究実績を有する京都大学複合原子力研究所を中心に、医学、薬学、物理学等の各分野でのBNCTの研究機関が集積していた稀有な地域でした。BNCTに必須のボロン10を製造するステラケミファは、大阪に本拠を置いていることから、BNCTと出会い、その開発に携わるのは必然の流れとして、私たちステラファーマが誕生しました。

がん治療に関する研究は、日々、世界中で行われていますが、いまだに単一の方法で確実に完治を目指す治療法は存在せず、様々な治療法を組み合わせた集学的治療が行われているのが現状です。

ステラファーマは、新たな放射線治療であるBNCTを集学的治療の一翼を担うものとするため、

2007年に大阪で事業を開始してから一貫してその実用化に携わり、そして2020年5月には、世界初となるBNCT用ホウ素医薬品を上市するに至りました。製薬会社として踏み出した新たな一歩は、BNCTの次のステージの幕開けとも考えています。

「がんと闘う人々にとって新たな光となるツール」を世界中に広めるため、私たちはチャレンジし続けるとともに、医療現場から必要とされ、安心して使っていただける医薬品を安定供給することで、信頼していただける企業となることを目指していきます。

BNCT用ホウ素医薬品の開発において、先駆者としての役割を担うこととなった当社には、相応の社会的責任が課せられていると認識しています。

当社は今後も、医療への貢献を通して、継続的な事業実施を可能とする会社に成長していきます。そして、健全な経営体制の下でBNCT及び当社の知名度と社会的な信用度の向上につなげていきたいと考えています。

証券コード 4888
2022年6月13日

株 主 各 位

大阪府中央区高麗橋三丁目2番7号
ステラファーマ株式会社
代表取締役社長 上原幸樹

第15期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染予防及び拡散防止のため、株主総会当日のご出席を見合わせていただき、書面又はインターネットによる事前の議決権行使を行っていただくことをご推奨申し上げます。議決権行使に関しましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市中央区安土町三丁目1番3号
ヴィアーレ大阪 4階（ヴィアーレホール）
（末尾の会場ご案内函をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第15期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、以下に記載の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本株主総会招集ご通知

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査した書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://stella-pharma.co.jp/>）に掲載いたします。

本総会の決議結果につきましては、決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

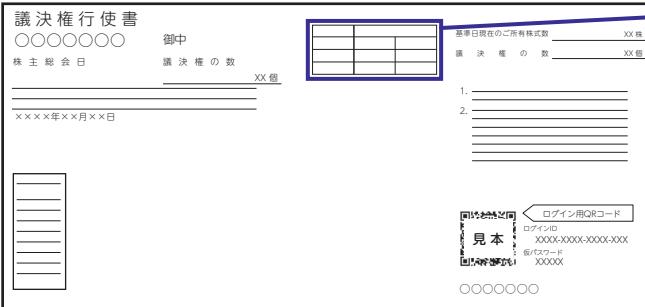


## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

|                                                                                                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p><b>2022年6月29日（水曜日）</b><br/><b>午前10時（受付開始：午前9時）</b></p> |  <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2022年6月28日（火曜日）</b><br/><b>午後5時到着分まで</b></p> |  <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p><b>2022年6月28日（火曜日）</b><br/><b>午後5時入力完了分まで</b></p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書  
御中  
株主総会日  
議決権の数  
XX 股  
XXXX年X月X日

投票日現在のご所有株式数 XX 株  
議決権の数 XX 股

1. \_\_\_\_\_  
2. \_\_\_\_\_

ログイン用QRコード  
見本  
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXXX  
パスワード XXXXX

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1・2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3・4・5号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

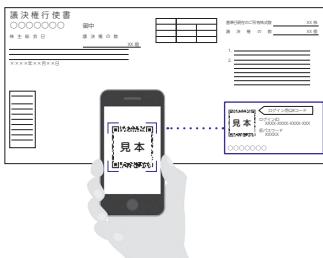
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

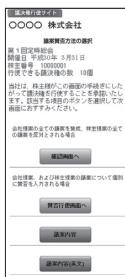
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを入力する方法

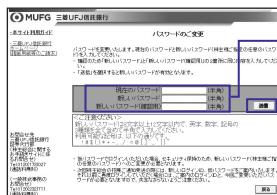
議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力  
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力  
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

当社は、当事業年度末において生じている繰越欠損を解消するとともに今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保するために、下記のとおり、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、当該繰越欠損額と同額の資本金及び資本準備金を減少し、その他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、本議案は、当社の純資産額の変動はございませんので、1株当たり純資産額に変更を生じるものではございません。

#### 1. 資本金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本金の額

728,653,376円

##### (2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月2日（予定）

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

#### 2. 資本準備金の額の減少の内容

##### (1) 減少する資本準備金の額

1,908,276,800円

##### (2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年8月2日（予定）

なお、当社が発行しているストック・オプション（新株予約権）が、減資の効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

#### 3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,636,930,176円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,636,930,176円

##### (3) 剰余金の処分がその効力を生ずる日

2022年8月2日（予定）

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> | <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p>(附則)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</li> <li>2 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</li> <li>3 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</li> </ol> |

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名を増員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

本議案につきまして、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                             | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 再任<br>浅野智之<br>(1971年1月7日)                                                                                                                                                                                | 1996年4月 橋本化成株式会社（現 ステラケミファ株式会社）入社<br>2007年6月 当社取締役<br>2007年10月 当社専務取締役<br>2012年2月 当社代表取締役社長<br>2020年6月 当社代表取締役会長（現任）                                                              | 2,000株         |
|       | <p>【選任理由】</p> <p>浅野智之氏を取締役候補者とした理由は、創業当初からの総責任者として、BNCTホウ素薬剤を医療用医薬品として実用化した第一人者であり、また国内外におけるBNCTの更なる発展には必要不可欠な人材であることから、当社における豊富な業務執行経験を活かし、当社の代表取締役会長として、当社事業を牽引していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                                                                                                                                                   |                |
| 2     | 再任<br>上原幸樹<br>(1977年6月11日)                                                                                                                                                                               | 2003年4月 ステラケミファ株式会社入社<br>2007年8月 当社入社 研究開発部長<br>2012年4月 当社取締役研究開発部長<br>2012年11月 当社取締役開発本部長兼安全管理部長<br>2015年2月 当社常務取締役開発本部長兼安全管理部長<br>2019年6月 当社常務取締役開発本部長<br>2020年6月 当社代表取締役社長（現任） | 7,000株         |
|       | <p>【選任理由】</p> <p>上原幸樹氏を取締役候補者とした理由は、創業当初からの開発責任者として、BNCTホウ素薬剤の開発を行いました。非臨床試験の段階から薬事承認に至るまで全体の管理・統括を行っており、その専門知識と経験を活かして、当社の代表取締役社長として、当社の事業発展に尽力していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>                  |                                                                                                                                                                                   |                |

| 候補者番号                                                                                                                                                                                                       | 氏名<br>(生年月日)                                          | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3                                                                                                                                                                                                           | <p>再任</p> <p>やぶ かつ みつ<br/>藪 和 光<br/>(1959年1月20日)</p>  | <p>1981年4月 橋本化成工業株式会社（現 ステラケミファ株式会社）入社</p> <p>2003年6月 同社取締役営業部長</p> <p>2007年9月 同社取締役常務執行役員営業部長</p> <p>2008年5月 同社取締役常務執行役員営業本部長</p> <p>2010年4月 同社取締役常務執行役員営業統括</p> <p>2013年10月 同社取締役専務執行役員営業統括</p> <p>2015年4月 当社代表取締役会長</p> <p>2020年6月 当社取締役（現任）</p> | 5,000株         |
| <p><b>【選任理由】</b></p> <p>藪和光氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり無機化学メーカーの経営全般、国内外の営業部門の責任者として、経営に携わっており、また、豊富なマネジメントの経験を有しています。当社取締役就任後も、その経験を活かして、経営全般、事業の推進、発展に尽力していると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>                  |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |
| 4                                                                                                                                                                                                           | <p>新任</p> <p>はやし とし みつ<br/>林 利 充<br/>(1981年1月20日)</p> | <p>2006年4月 株式会社新日本科学入社</p> <p>2011年3月 当社入社</p> <p>2014年6月 当社臨床開発部長</p> <p>2017年6月 当社臨床推進部長</p> <p>2018年2月 当社薬事部長</p> <p>2020年6月 当社執行役員薬事部長（現任）</p>                                                                                                  | 2,000株         |
| <p><b>【選任理由】</b></p> <p>林利充氏を取締役候補者とした理由は、臨床開発、薬事部門において豊富な経験・実績を有し、当社事業の発展、研究開発体制の強化に取り組んでまいりました。また、当社製品の上市に尽力するなど当社の成長に大きく貢献しております。当社の臨床開発、薬事分野を理解し、高い専門性を発揮することが期待できるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                     |                |

| 候補者<br>番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 5         | <p data-bbox="273 250 329 284">新任</p> <p data-bbox="278 303 488 374">城戸 崇裕<br/>(1973年4月12日)</p> <p data-bbox="269 432 387 458">【選任理由】</p> <p data-bbox="258 470 1342 636">城戸崇裕氏を取締役候補者とした理由は、広範囲な事業領域を有する総合商社において、金属関連及び海外ビジネス事業に従事し、海外子会社において要職を歴任するなど、経営全般、グローバルな事業運営に関する知見を有しており、当社においても海外市場への進出に向けた関係各社とのパイプを構築するなど貢献しております。経営全般、グローバルな事業運営を理解し、高い専門性を発揮することが期待できるものと判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。</p> | <p data-bbox="535 213 941 238">1997年4月 三井物産株式会社入社</p> <p data-bbox="535 250 1146 306">2016年4月 同社ビジネス推進部海外ビジネス推進室<br/>次長</p> <p data-bbox="535 319 1123 344">2017年7月 三井物産(中国)有限公司戦略企画部総監</p> <p data-bbox="535 356 1059 412">2018年10月 当社入社 執行役員経営企画部長<br/>(現任)</p> | 900株           |

1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は更新を予定しております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                              | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                 | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                       | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                      | 再任<br>なが た きよし<br>永 田 清<br>(1954年10月28日) | 1979年 4月 塩野義製薬株式会社入社<br>2007年 4月 同社創薬研究所長<br>2011年 4月 同社執行役員診断薬事業部長<br>2011年10月 Ezose Biosciences Inc.<br>CEO (兼務)<br>2013年 4月 塩野義製薬株式会社執行役員CMC開発<br>研究所長<br>2015年 4月 同社顧問<br>2017年 2月 当社入社 さかい創薬研究センター所長<br>2018年 6月 当社取締役 [常勤監査等委員] (現任) | —                 |
| <p><b>【選任理由】</b><br/>永田清氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、製薬業界で長年研究開発業務のマネジメントを務めていたことから、医薬品開発の専門的な知見、豊富な経験を有しているためです。当該知見を活かして、研究開発の妥当性、製薬企業として透明性の向上への貢献が期待できること、また、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p> |                                          |                                                                                                                                                                                                                                            |                   |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 氏名<br>(生年月日)                                    | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                  | 所有する<br>当社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 2                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 再任 社外 独立役員<br>おおにし まさや<br>大西 雅也<br>(1974年5月14日) | 1997年10月 監査法人トーマツ大阪事務所入所<br>2006年8月 大西雅也公認会計士・税理士事務所を<br>開所<br>2016年3月 当社監査役<br>2018年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>大西雅也公認会計士・税理士事務所所長 | -              |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>大西雅也氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、税理士としての専門的な知見及び豊富な経験を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし、特に、税務、会計面の点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。                                                                                                          |                                                 |                                                                                                                                                |                |
| 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 再任 社外 独立役員<br>つじ い こうへい<br>辻井 康平<br>(1978年8月3日) | 2005年10月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所<br>2014年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー<br>(現任)<br>2018年6月 当社社外取締役〔監査等委員〕(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー               | -              |
| <b>【選任理由及び期待される役割の概要】</b><br>辻井康平氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし業務執行に対する適切な助言等いただくことにより、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化への貢献が期待できるものと判断し、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 |                                                 |                                                                                                                                                |                |

- (注) 1. 辻井康平氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナーであり、当社は同事務所と顧問契約を締結しておりますが、顧問料の額は、僅少であり独立性に影響を及ぼすものではありません。  
その他各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は大西雅也氏及び辻井康平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 当社は大西雅也氏及び辻井康平氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、大西雅也氏及び辻井康平氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
4. 大西雅也氏及び辻井康平氏は、社外取締役候補者であります。
5. 大西雅也氏及び辻井康平氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。両氏の在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。なお、大西雅也氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
6. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は更新を予定しております。

**第5号議案** 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                                     | 略 歴<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <p>社外 独立役員</p> <p>ふく ち よし ゆき<br/>福 地 叔 之<br/>(1975年6月4日)</p> | <p>2003年10月 東京北斗監査法人（現 仰星監査法人）<br/>大阪事務所入所</p> <p>2006年4月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法<br/>人トーマツ）大阪事務所入所</p> <p>2018年9月 ふくち会計税務事務所所長（現任）<br/>(重要な兼職の状況)<br/>ふくち会計税務事務所所長</p> | -                      |
| <p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>福地叔之氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、税理士としての専門的な知見及び豊富な経験を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし、特に、税務、会計面の点から取締役の職務執行に対する適切な助言等いただくことを期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                                              |                                                                                                                                                                    |                        |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 略歴<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                   | 所有する<br>当社の株式数 |
|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|       | <p>社外 独立役員</p> <p>たけいゆうき<br/>武井祐生<br/>(1983年5月20日)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>2010年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所</p> <p>2018年1月 弁護士法人御堂筋法律事務所<br/>パートナー（現任）</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー</p> | <p>—</p>       |
| 2     | <p>【選任理由及び期待される役割の概要】</p> <p>武井祐生氏を補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しているためです。社外取締役としての客観的な立場から、それらの知見・経験を活かし業務執行に対する適切な助言等を行っていただくことにより、経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化への貢献が期待できると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p> |                                                                                                                    |                |

- (注) 1. 福地叔之氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 武井祐生氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所のパートナーであり、当社は同事務所と顧問契約を締結しておりますが、顧問料の額は、僅少であり独立性に影響を及ぼすものではありません。
3. 福地叔之氏及び武井祐生氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 福地叔之氏は、監査等委員である取締役永田清氏及び監査等委員である社外取締役大西雅也氏の補欠、武井祐生氏は、監査等委員である社外取締役辻井康平氏の補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 福地叔之氏及び武井祐生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は両氏の間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
6. 当社は、当社の取締役等を被保険者として、被保険者が行う業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害が填補される会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。各候補者が監査等委員である社外取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は更新を予定しております。
7. 福地叔之氏及び武井祐生氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出る予定であります。

以上

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制するため、同感染症に対するワクチンの接種が進み、増加傾向にあった感染者数は一時的に減少したものの、新種の変異ウイルスによる感染者数の再拡大と減少のサイクルが継続しており、国内経済は依然として不透明な状況で推移いたしました。

一方、欧米等の先進国においてもワクチンの接種は進むものの、新種の変異ウイルスの影響が拡大し、また一部の国では新規感染者数の高止まりの傾向が続くなど、世界経済の回復を鈍らせる要因となっております。加えて、ロシアによるウクライナへの侵攻により、一部の原材料や燃料価格が高騰するとともに、世界経済が抱える地政学的リスクを上昇させ、世界経済全体は一層不透明かつ緊迫した状況で推移いたしました。

また、当社が属する医療用医薬品業界につきましても、膨張する社会保障費を背景に、薬価引き下げによる薬剤費抑制の方針が示されるなど、事業環境はより一層厳しい状況になることが予想されております。

このような環境のもと、当社は、ホウ素中性子捕捉療法（以下、「BNCT」という。）の認知度向上と更なる事業の拡大のために、2021年4月に東京証券取引所マザーズ（現、グロース市場）に上場いたしました。また、同年8月にはリゾートトラスト株式会社の子会社である株式会社ハイメディックとの間で業務提携契約を締結し、両社との間で連携強化を図るとともに、関連学会での共催セミナー等の実施やWebセミナーの開催といったBNCTの認知度向上に向けた取り組みを積極的に進めました。

しかしながら、同感染症の拡大による影響により、がん検診の受診控えや、医療施設への移動を躊躇されるなどの影響に加え、医薬品卸売業者の保有在庫水準の変更も重なり売上高は前事業年度の水準を下回る結果となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は100,096千円（前期比51.4%減）、営業損失は741,902千円（前事業年度は営業損失680,567千円）、経常損失は764,088千円（前事業年度は経常損失656,392千円）、当期純損失は767,719千円（前事業年度は当期純損失659,244千円）となりました。

## ②設備投資の状況

当事業年度の設備投資については、研究開発機能の充実・強化などを目的として継続的に実施しております。当事業年度の設備投資の総額は46,460千円であり、これらの所要資金については、すべて自己資金で賅っております。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## ③資金調達の状況

当事業年度中に、当社は、東京証券取引所マザーズ（現、グロース市場）に上場いたしました。上場にあたり、2021年4月21日を払込期日とする有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）による新株式の発行として、3,128,040千円の資金調達を実施し、また、同年5月24日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）として、469,159千円の資金調達を実施いたしました。

## (2)直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分              | 第12期<br>(2019年3月期) | 第13期<br>(2020年3月期) | 第14期<br>(2021年3月期) | 第15期<br>(当事業年度)<br>(2022年3月期) |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)          | —                  | —                  | 205,968            | 100,096                       |
| 経常損失(△)(千円)      | △856,248           | △959,351           | △656,392           | △764,088                      |
| 当期純損失(△)(千円)     | △859,007           | △962,238           | △659,244           | △767,719                      |
| 1株当たり当期純損失(△)(円) | △66円28銭            | △61円68銭            | △32円90銭            | △27円34銭                       |
| 総資産(千円)          | 3,621,843          | 2,660,006          | 2,048,524          | 4,718,649                     |
| 純資産(千円)          | 1,652,271          | 690,033            | 230,718            | 3,079,623                     |
| 1株当たり純資産(円)      | △142円57銭           | 34円57銭             | 11円46銭             | 107円39銭                       |

(注) 当社は、2019年11月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

### (3)重要な親会社及び子会社の状況

#### ①親会社との関係

該当事項はありません。

#### ②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### ③特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

#### ④その他の関係会社の状況

ステラケミファ株式会社による当社株式の一部売却に伴い、同社の議決権所有割合が39.93%に減少したことから、同社は当社の親会社からその他の関係会社に異動しております。

### (4)対処すべき課題

当社が属する製薬業界は、国内における市場規模は横ばいで推移しつつも、がん患者数はなだらかな増加傾向を示しております。高齢化社会を迎えている日本では、医療費の増加とともに今後も一定の市場規模を維持していくことが予測されます。

また、海外では当社が属するがん治療の分野においては、新薬承認及びオーファンドラッグ（希少疾病医薬品）の増加等により米国を始めとした主要な市場での伸長が予測されております。

がん治療の分野においては、新薬の研究開発が盛んに行われており、潜在的な競合相手に先行するためには、開発から承認に至るまで開発計画を遅延することなく迅速に進める必要があります。

このような経営環境の下、当社が対処すべき主な課題は、次のとおりであります。

#### ①適応疾患の拡大

当社は、2020年3月に、切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌を効能・効果として、ステボロニン<sup>®</sup>の製造販売承認を取得するに至りました。現在、頭頸部癌以外の疾患では、再発高悪性度髄膜腫（医師主導治験により実施）、悪性黒色腫及び血管肉腫を対象に臨床試験を実施しております。再発高悪性度髄膜腫、悪性黒色腫及び血管肉腫も国内では同様に希少がんとして扱われております。対象疾患については、過去の臨床研究等のデータを基に、安全かつ有効な評価が得られる可能性が高い疾患を慎重に選定することで、確度の高い開発計画を策定する方針であります。また、既に国内第Ⅱ相臨床試験を完了している再発悪性神経膠腫に対しては、その結果を用いて承認申請を行う当初方針を変更し、新たな臨床試験の実施を含めて開発計画を再検討しております。治験の実施においては、開発体制の強化と開発資金の獲得を滞りなく進め、スケジュール管理の徹底等によって開発計画を着実に実施していくことを目指してまいります。

## ②海外展開の推進

日本で承認を得た疾患を対象に、米国や欧州、アジアを中心とした海外市場への展開を計画しております。海外展開において、早期の上市を目指すには、地域ごとに異なる医薬品の製造販売承認に係るレギュレーションを熟知しているパートナー企業との提携が必要不可欠であると考えられます。当社は、海外展開において信頼できるパートナー企業をいち早く選定し、関係構築及び連携を推進してまいります。

## ③新規パイプラインの拡充

医薬品事業においては、開発パイプラインの充実度が将来の利益貢献に大きく影響することから、新規パイプラインの拡充が重要となります。この点、当社では、BNCTに関連する新規パイプラインの拡張策として、「 $^{18}\text{F}$ -FBPA-PET」の開発に取り組んでおります。 $^{18}\text{F}$ -FBPA-PETによる体内でのボロファラン ( $^{10}\text{B}$ ) 分布の可視化により、BNCTへの適応の検討が容易になることから、BNCTとのシナジー効果が期待されます。当該開発以外にも、当社は、経営資源を有効に活用し、長期的な成長戦略に基づいた新規パイプラインの拡充を実施してまいります。

## ④財務体質の強化

当社のビジネスモデル上、開発パイプラインが上市され収益化する前に多額の研究開発費用が先行して必要となるため、当社においては、継続的に営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスが発生する可能性があります。そのため、財務体質の強化が課題であると認識しております。今後は研究開発活動の適切なコントロールに加え、金融機関からの資金調達や新株発行等により、更なる財務体質の強化に努める方針であります。

## ⑤優秀な人材の獲得及び育成

当社は、現在、小規模の組織で事業運営を行っておりますが、今後のグローバル展開のためには、製薬業界に通じた経験や知見等を有する優秀な人材を採用し、営業体制、開発体制及び管理体制を整備していくことが重要であると認識しております。また、採用活動を進めるとともに、教育訓練も重視して取り組み、企業と従業員がともに成長していくことができる体制の構築に取り組んでまいります。

## ⑥安定供給の維持・確保

治療を必要とする患者のもとに高品質な医薬品を安定的に供給することは、医薬品メーカーにとって最も重要な使命の一つであります。当社は、厳格な基準による製造管理・品質管理を行うとともに、需要予測の精査及び適正在庫の確保を通じて、安定供給の維持・向上を図っておりますが、現状においては、特に原材料は代替品が無いものとなっていることから、災害時等にも安定供給を維持できるように、原材料のセカンドソース化や相当期間分の販売に対応できる在庫数量の確保等に取り組んでまいります。

#### (5)主要な事業内容（2022年3月31日現在）

| 事業内容                                  | 主要製品<br>(ブランド含む。) |
|---------------------------------------|-------------------|
| BNCT（ホウ素中性子捕捉療法）に使用されるホウ素医薬品の開発及び製造販売 | ステボロニン®           |

#### (6)主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

|       |             |
|-------|-------------|
| 本 社   | 大阪府（大阪府中央区） |
| 研 究 所 | 大阪府（堺市中区）   |

#### (7)使用人の状況（2022年3月31日現在）

| 従業員数    | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|---------|-----------|-------|--------|
| 43名（4名） | －（－）      | 45.4歳 | 6.2年   |

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

#### (8)主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

| 借 入 先               | 借 入 額       |
|---------------------|-------------|
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行 | 1,253,316千円 |

#### (9)その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月22日付で、東京証券取引所マザーズ（現、グロース市場）に上場いたしました。

## 2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 79,840,000株

(2)発行済株式の総数 28,676,100株

- (注) 1. 2021年4月21日を払込期日とする有償一般募集増資（ブックビルディング方式による募集）により、発行済株式の総数が7,391,400株増加しております。また、2021年5月24日を払込期日とする有償第三者割当増資（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）により、発行済株式の総数が1,108,600株増加しております。
2. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数が38,700株増加しております。

(3)株主数 9,965名

### (4)大株主

| 株主名                                                       | 持株数      | 持株比率   |
|-----------------------------------------------------------|----------|--------|
| ステラケミファ株式会社                                               | 11,450千株 | 39.92% |
| 株式会社INCJ                                                  | 2,099    | 7.32   |
| 野村信託銀行株式会社（信託口）                                           | 1,665    | 5.80   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                   | 615      | 2.14   |
| BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD | 529      | 1.84   |
| auカブコム証券株式会社                                              | 388      | 1.35   |
| JPMorgan証券株式会社                                            | 303      | 1.05   |
| 青山 馥                                                      | 300      | 1.04   |
| 大和証券株式会社                                                  | 268      | 0.93   |
| 中村 沢司                                                     | 211      | 0.73   |

(注) 自己株式は保有しておりません。

### (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はございません。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        | 第1回新株予約権                                                                                                        | 第2回新株予約権                                                                                                       | 第3回新株予約権                                                                                                       |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役会決議日                | 2016年11月16日                                                                                                     | 2017年9月13日                                                                                                     | 2019年7月17日                                                                                                     |
| 新株予約権の数                | 1,135個                                                                                                          | 855個                                                                                                           | 3,425個                                                                                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     | 普通株式 113,500株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                               | 普通株式 85,500株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                               | 普通株式 342,500株<br>(新株予約権1個につき100株)                                                                              |
| 新株予約権の払込金額             | 金銭の払込は要しない                                                                                                      | 金銭の払込は要しない                                                                                                     | 金銭の払込は要しない                                                                                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 新株予約権1個当たり<br>50,000円<br>(1株当たり500円)                                                                            | 新株予約権1個当たり<br>50,000円<br>(1株当たり500円)                                                                           | 新株予約権1個当たり<br>58,200円<br>(1株当たり582円)                                                                           |
| 権利行使期間                 | 2018年11月17日から<br>2026年11月16日まで                                                                                  | 2019年9月14日から<br>2027年9月13日まで                                                                                   | 2021年7月18日から<br>2029年7月17日まで                                                                                   |
| 行使の条件                  | 新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日である2018年11月17日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。(注1) | 新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日である2019年9月14日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。(注1) | 新株予約権発行要項に定める権利行使期間の制約に加え、同要項に定める権利行使期間の開始日である2021年7月18日あるいは日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のいずれか遅い日から権利行使できるものとする。(注1) |

|                     |                   | 第1回新株予約権                                                    | 第2回新株予約権                                                  | 第3回新株予約権                                            |
|---------------------|-------------------|-------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 役員<br>の<br>保有<br>状況 | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数<br>1,135個<br>目的となる株式<br>113,500株<br>保有者数 4名<br>(注2) | 新株予約権の数<br>780個<br>目的となる株式数<br>78,000株<br>保有者数 4名<br>(注2) | 新株予約権の数<br>3,400個<br>目的となる株式<br>340,000株<br>保有者数 4名 |
|                     | 取締役<br>(監査等委員)    | —                                                           | 新株予約権の数<br>75個<br>目的となる株式数<br>7,500株<br>保有者数 1名<br>(注3)   | 新株予約権の数<br>25個<br>目的となる株式数<br>2,500株<br>保有者数 1名     |

(注1) ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会がその決議をもって特に認める場合はこの限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

③その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(注2) 保有者数のうち、取締役（監査等委員を除く）1名が保有している新株予約権は、取締役（監査等委員を除く）就任前に付与されたものであります。

(注3) 保有者数のうち、取締役（監査等委員）が保有している新株予約権は、取締役（監査等委員）就任前に付与されたものであります。

## (2)当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はございません。

## (3)その他新株予約権等の状況

該当事項はございません。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1)取締役の状況 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位     | 氏 名  | 担当及び重要な兼職の状況       |
|--------------|------|--------------------|
| 代表取締役会長      | 浅野智之 |                    |
| 代表取締役社長      | 上原幸樹 |                    |
| 取締役          | 藪和光  | 営業担当               |
| 取締役          | 藤井祐一 | 管理本部長              |
| 取締役(常勤監査等委員) | 永田清  |                    |
| 取締役(監査等委員)   | 大西雅也 | 大西雅也公認会計士・税理士事務所所長 |
| 取締役(監査等委員)   | 辻井康平 | 弁護士法人御堂筋法律事務所パートナー |

- (注) 1.取締役(監査等委員)大西雅也氏及び取締役(監査等委員)辻井康平氏は、社外取締役であります。
- 2.当社の監査等委員会の体制は次のとおりです。  
委員長 永田清氏、委員 大西雅也氏、委員 辻井康平氏
- 3.取締役(監査等委員)永田清氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の情報収集の充実を図り、内部監査室との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査監督機能を強化するためであります。
- 4.取締役(監査等委員)大西雅也氏は、公認会計士及び税理士の資格を有し、大手監査法人にて長らく執務を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 5.取締役(監査等委員)辻井康平氏は、弁護士として企業法務に精通しており、法律に関する相当程度の知見を有しております。
- 6.当社は、取締役(監査等委員)の大西雅也氏及び辻井康平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2)責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役大西雅也氏及び社外取締役辻井康平氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

### (3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は役員、管理職従業員及び役員と共同被告になったか、他の従業員又は派遣社員からハラメント等を理由に損害賠償請求を受けた場合の全従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約をChubb損害保険株式会社と締結しており、被保険者がその職務執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を填補することとしております。

なお、保険料支払限度額は5億2,500万円であり、当該保険に係る保険料は取締役会の承認の上、全額会社負担としております。

### (4)取締役の報酬等

#### ①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月9日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬決定方針を決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬決定方針は次のとおりです。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬については、2018年6月28日開催の定時株主総会の決議による報酬総額の限度額の範囲内において、監査等委員を除く各取締役の報酬額は代表取締役社長に一任しております。

一任の理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の報酬につき個々の職責、能力並びに会社の業績及び他社の水準を考慮して決定し、評価を行うには、代表取締役が適していると判断したためであります。なお監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員会の協議により決定しております。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定方針については、所定の手続きを経て決定されており、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

#### (イ) 基本方針

当社は、医薬品の研究開発及び製造販売を主たる事業としており、収益化までに長期間を要する事業特性をふまえ、当社の取締役の報酬は短期的な成果よりも、中長期の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系が望ましいと考えております。一方で、当社は、医薬品の製造販売を開始したところであり、事業基盤が安定的に確立されるまで、業績指標と連動する報酬体系を導入することは困難であることから、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、各取締役の報酬は固定報酬としての基本報酬のみを支払うこととしております。

(ロ) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

(ハ) 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社では現在、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等を導入しておらず、該当事項はございません。

(ニ) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社では現在、業績連動報酬等並びに非金銭報酬等を導入しておらず、基本報酬のみの支給としております。

(ホ) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定としております。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員である社外取締役に原案を諮問し答申を得るものとし、上記委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

## ②当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                     | 報酬等の総額                | 報酬等の種類別の総額            |         |        | 対象となる役員の員数 |
|-------------------------|-----------------------|-----------------------|---------|--------|------------|
|                         |                       | 基本報酬                  | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |            |
| 取締役<br>(監査等委員を除く)       | 40,242千円              | 40,242千円              | -千円     | -千円    | 4名         |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役) | 14,300千円<br>(4,800千円) | 14,300千円<br>(4,800千円) | -千円     | -千円    | 3名<br>(2名) |
| 合 計                     | 54,542千円              | 54,542千円              | -千円     | -千円    | 7名         |

(注) 当社は、2018年6月28日開催の定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額を年額300,000千円以内、監査等委員の報酬限度額は50,000千円以内とそれぞれ決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は5名（うち社外取締役1名）であり、取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

## (5)社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 地 位                    | 氏 名     | 兼 職 す る 法 人 等    | 兼 職 の 内 容 |
|------------------------|---------|------------------|-----------|
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 大 西 雅 也 | 大西雅也公認会計士・税理士事務所 | 所長        |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 辻 井 康 平 | 弁護士法人御堂筋法律事務所    | パートナー     |

(注) 1. 当社と大西雅也公認会計士・税理士事務所との間に特別な関係はありません。

2. 当社と弁護士法人御堂筋法律事務所の間には顧問契約等の取引があります。

②当事業年度における主な活動状況

| 区 分                    | 氏 名     | 主な活動状況                                                                                                                                                          |
|------------------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 大 西 雅 也 | 大西雅也氏は、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。<br>同氏は、公認会計士、税理士としての専門的見地から、特に税務・会計面の点から取締役の職務執行に対する監督、助言を行っております。<br>引き続き当社取締役会の機能強化に向けた役割を期待しております。   |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 ) | 辻 井 康 平 | 辻井康平氏は、当事業年度に開催された取締役会15回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。<br>同氏は、弁護士としての専門的見地から、特に経営意思決定の妥当性・透明性の向上、監査・監督体制の強化に向けた必要な発言を適宜行っております。引き続き当社取締役会の機能強化に向けた役割を期待しております。 |

## 5. 会計監査人の状況

(1)名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2)報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 18,500千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 19,500千円 |

- (注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠等を確認した上で、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3)非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

### (4)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断した場合には、監査等委員会が会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査等委員会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

## 6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上によるキャピタルゲインと剰余金の配当による株主への還元を重要な経営施策として位置付けております。一方で、医薬品の開発は、開発期間が長期に亘り、多額の投資を実施する必要があります。

現在、当社は、ステボロニン<sup>®</sup>を事業基盤とすべく国内では適応疾患の拡大を図り、さらに米国や欧州、アジアを中心にグローバルに事業を展開していくことを最優先の経営課題として投資を進めており、会社法上、配当を行い得る財政状態ではありません。

今後、医薬品事業の収益力が安定し、相当の財政状態となった際には、新たな研究開発への投資、内部留保及び株主還元のバランスを検討したうえで、配当の実施について適切に判断していくことを基本的な方針としております。内部留保資金については、事業拡大のための研究開発、設備投資及び人材教育等に充当していく予定であります。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                  | <b>(負債の部)</b>  |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>4,175,186</b> | <b>流動負債</b>    | <b>308,086</b>   |
| 現金及び預金          | 3,276,201        | 買掛金            | 48,595           |
| 売掛金             | 16,939           | 1年内返済予定の長期借入金  | 160,008          |
| 製什掛品            | 65,590           | 未払費用           | 64,206           |
| 仕掛品             | 706,169          | 未払法人税等         | 2,158            |
| 材料及び貯蔵品         | 1,863            | 未払り            | 28,129           |
| 前払費用            | 36,441           |                | 4,988            |
| その他             | 71,981           | <b>固定負債</b>    | <b>1,330,939</b> |
| <b>固定資産</b>     | <b>543,463</b>   | 長期借入金          | 1,093,308        |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>92,023</b>    | 長期未払金          | 186,381          |
| 建物              | 8,302            | 退職給付引当金        | 51,250           |
| 機械及び装置          | 77,414           |                |                  |
| 工具、器具及び備品       | 6,306            | <b>負債合計</b>    | <b>1,639,026</b> |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>68,449</b>    | <b>(純資産の部)</b> |                  |
| 特許権             | 58,902           | <b>株主資本</b>    | <b>3,079,623</b> |
| 商標              | 753              | 資本金            | 3,808,276        |
| ソフトウェア          | 8,793            | 資本剰余金          | 1,908,276        |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>382,990</b>   | 資本準備金          | 1,908,276        |
| 投資有価証券          | 304,538          | 利益剰余金          | △2,636,930       |
| 長期前払費用          | 57,647           | その他利益剰余金       | △2,636,930       |
| その他             | 20,805           | 繰越利益剰余金        | △2,636,930       |
| <b>資産合計</b>     | <b>4,718,649</b> | <b>純資産合計</b>   | <b>3,079,623</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>4,718,649</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額     |
|--------------|---------|
| 売上高          | 100,096 |
| 売上原価         | 15,238  |
| 売上総利益        | 84,858  |
| 販売費及び一般管理費   | 826,761 |
| 営業損失         | 741,902 |
| 営業外収益        |         |
| 受取利息         | 2       |
| 有価証券利息       | 144     |
| 受託研究収入       | 17,833  |
| その他          | 23      |
| 営業外費用        |         |
| 支払利息         | 3,100   |
| 株式交付費        | 37,090  |
| その他          | 0       |
| 経常損失         | 764,088 |
| 税引前当期純損失     | 764,088 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,630   |
| 当期純損失        | 767,719 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月9日

ステラファーマ株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 笹山 直孝

公認会計士 福竹 徹

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ステラファーマ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第15期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査等委員会が定めた「監査等委員会監査基準」に準拠して、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。監査等委員会としては、コーポレートガバナンス強化の観点から、今後も継続的な内部統制システムの整備、運用の改善が必要であると考え、引き続きその状況の監視、検証を行ってまいります。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 重要な後発事象

第15期事業年度において報告すべき重要な後発事象はありません。

2022年5月10日

ステラファーマ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 永田 清 ㊞

監査等委員 大西雅也 ㊞

監査等委員 辻井康平 ㊞

(注) 監査等委員大西雅也及び辻井康平は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上



株主総会  
会場ご案内図

大阪府中央区安土町三丁目1番3号

ヴィアーレ大阪 4階 (ヴィアーレホール)



交通のご案内

地下鉄御堂筋線「本町駅」

**3号出口** より東へ徒歩3分

地下鉄堺筋線「堺筋本町駅」

**17号出口** より西へ徒歩5分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。

